

日乃出清掃工場整備工事中における可燃ごみ処理について（令和7年度）

令和6年度の日乃出清掃工場整備工事に伴う休炉期間中の可燃ごみの処理については、市民・事業者のみなさまのご協力により、想定を超えるごみの減量化が図られました。

現在は、1号炉と2号炉が更新工事中のため、3号炉のみの稼働となっており、さらに、設備の切り替えのため、令和7年度においても、2月に16日間の休炉期間を予定しております。

そのため、令和6年度に実施した対策を基本としながら、市民生活や事業活動に支障を来さないよう、次のとおり対策を進めています。

1 休炉期間

令和8年2月（16日間）

〈焼却炉更新スケジュール〉



2 主な対策内容

（1）ごみ排出量の減量化、再資源化および排出抑制の強化

広報紙や新聞、テレビ、ラジオ、SNS、出前講座などによる啓発活動を強化し、ごみの減量化、再資源化および排出抑制について協力を依頼します。

（2）草木類の処分先の変更

事業系の草・枝等を七五郎沢廃棄物最終処分場で埋立処分します。

（3）可燃ごみ貯留ピットの最大限の使用

日乃出清掃工場内可燃ごみ貯留ピットに最大限積み上げ保管します。

（4）他自治体等への外部処理依頼

渡島廃棄物処理広域連合のごみ処理施設「クリーンおしま」（北斗市）および札幌市等の処理施設へ搬入し処理を依頼します。

3 令和8年度の対応

令和8年度については、47日間の休炉期間が予定されており、相当量の可燃ごみ処理が必要となるため、ごみの減量化をはじめ、外部処理などの各種対策を強化し、埋立処分量の削減に努めることとします。